

平成30年10月1日(月)から

家庭系可燃ごみの 有料化 が始まります

○可燃ごみ

- ・燃やすごみ
- ・ビニール・プラスチックごみ



有料化の対象
(有料ごみ袋)

○可燃ごみ以外のごみ

- ・ビニール・プラスチック容器包装
- ・燃やさないごみ・粗大ごみ等



有料化の対象外
(市販ごみ袋等)

○可燃ごみの直接持ち込み (自己搬入制度)



有料化の対象
重量に応じて手数料を支払う(有料ごみ袋に入れる必要はありません)

1

はじめに

ごみの減量化・資源化を促進させ、喫緊の課題である地球温暖化を防止し、次世代に木津川市の豊かな自然環境を継承することが今、求められています。

最高気温が毎年のように更新され、地球温暖化の影響を身近に感じるまでになりました。地球温暖化は止めたいけれど、あまりにも問題が大きすぎて、一体どうしたらいいのかと思われる市民の方も多くおられるのではないのでしょうか。

地球温暖化対策は、私たち一人ひとりが毎日の暮らし方を改善することから始まります。その第一歩がごみの減量の取り組みであると考えています。

木津川市では、ごみ減量を更に促進するため、平成30年10月1日(月)から家庭系可燃ごみの有料化を始めます。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

2-1

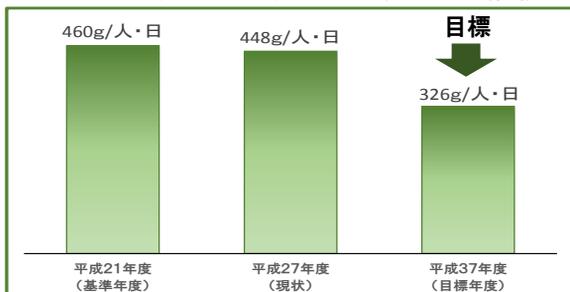
木津川市の可燃ごみの現状・課題

家庭から排出される可燃ごみ（燃やすごみ及びビニール・プラスチックごみ）について、一人一日あたりの排出量をみると、ここ数年横ばいの状態で、減量が進んでいません。

一方、平成27年10月に行った燃やすごみの組成調査から、燃やすごみの中には、雑がみなどの資源化できる紙類、手つかず食品などの食品ロスが含まれていることが分かりました。“古紙・古布類を古紙回収に出す”、“生ごみを減量化・たい肥化する”、“容器包装類を分別する”などのごみ減量の取り組みが必要です。

ごみ減量について、努力していただいている市民の方も多くおられますが、市全体を見れば、更なるごみの減量が可能です。

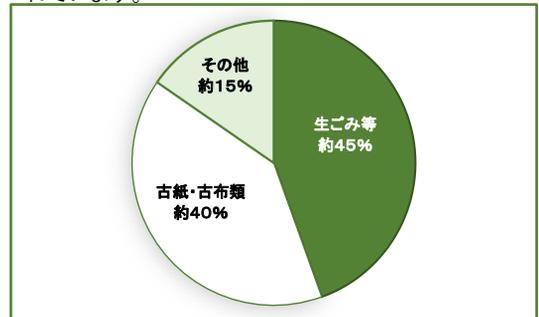
一人一日あたりの可燃ごみの排出量の推移



ここ数年の一人あたりの可燃ごみの排出量は、ほぼ横ばいです。減量目標は、燃やすごみの組成調査から減量可能なものです。更なるごみ減量が必要です。

ごみ組成調査結果

- ・生ごみ、古紙などが多く含まれています。
- ・古紙類の中には資源化できる紙類などが多く含まれています。



新聞紙・雑誌・段ボールなど資源化できる古紙類や、手つかず食品も多く含まれています。



2-2

ごみ有料化の目的・意義

ごみ有料化の目的・意義は、更なるごみ減量に加えて、次の4点です。

- ・ごみ減量の実践行動に対する意識の向上
- ・受益に応じたごみ処理費の負担の公平化
- ・ごみ減量、リサイクル等の施策展開に要する財源の確保
- ・ごみ焼却による環境負荷の低減



3-1

有料ごみ袋の単価と大きさは？

有料ごみ袋の単価は、1Lあたり1円です。

ごみ袋は、45L、30L、15L、7Lの4種類を、10枚セットで販売します。

1世帯あたりの平均負担額は…

1世帯(平均2.6人)あたりの年間排出量は426kg(平成27年度)です。30L袋には、約5kgのごみが入るので、年間で30L袋が86枚必要になります。

年間：86枚×30円/枚 = 2,580円

月々：2,580円÷12か月=215円

7L
7円/枚
(税込み)

15L
15円/枚
(税込み)

30L
30円/枚
(税込み)

45L
45円/枚
(税込み)

3-2

有料化になるごみは？

有料化になるごみは、現在の燃やすごみ(週2回収集)とビニール・プラスチックごみ(月2回収集)です。

この2種類のごみを併せて可燃ごみとします。可燃ごみの収集は、燃やすごみと同じ週2回です。現在は、燃やすごみとビニール・プラスチックごみを別々に出していただいておりますが、有料化後は、有料ごみ袋と一緒にに入れて出していただくこととなります。

その他、可燃ごみ以外のごみは、有料化の対象外です。これまでどおり市販ごみ袋等でお出しください。

また、可燃ごみを環境の森センター・きづがわに直接持ち込む場合は、運営する組合に重量に応じて手数料を支払っていただきますので、有料ごみ袋に入れていただく必要はありません。

なお、現在、組合が定める手数料は26円/kgです。

可燃ごみ

燃やすごみ
(生ごみ、紙くず、草木等)

+

ビニール・プラスチックごみ
(歯ブラシ、靴、CD、ビデオテープ等)

有料化の対象
(有料ごみ袋)

3-3

減免対象の可燃ごみは？

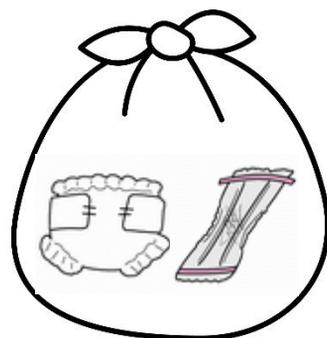
可燃ごみの有料化は、全ての皆さんを対象に、可燃ごみの排出量に応じた有料ごみ袋を用いて、公平に負担していただくことが原則ですが、次の場合、減免します。

①紙おむつ（パンツタイプ・尿取りパッド含む）

子育て世帯や高齢者・介護世帯などで使用された紙おむつを減免対象とします。透明又は白色半透明の市販ごみ袋で排出できます。紙おむつ以外のものは入れないでください。なお、ペット用おむつは対象外です。

②ボランティア清掃で収集していただいた可燃ごみ

アダプトプログラムや地域・個人による、公共用地（道や公園）でのボランティア清掃で集めていただいたごみについて、専用のごみ袋を無料で配布します。



3-4

手数料の使い道

ごみ有料化で得られた収益は、ごみ減量対策などに活用します。

生ごみのたい肥化（段ボールコンポストの無料配布）、古紙回収の充実、拠点回収への補助（ボックスやカラス除けネット）、不法投棄や不適正排出への対策など、ごみ減量が更に促進するよう、大切に活用します（※具体的な内容は第三者委員会の意見を踏まえて決定します）。

また、ごみ有料化の収入・支出などについて、市民の皆さまに“見える化”し、その使途を公表します。



3-5

制度の評価・見直し(PDCAサイクル)

ごみ有料化により、ごみの減量効果が十分みられるかを評価するため、導入後、定期的に有料化制度の内容や他の減量施策、手数料の使途等について、PDCAサイクルによる点検を行います。また点検の結果、効果が見られない場合等は、制度・施策について改善に向けた検討・見直しを行います。

PDCAサイクルにより、定期的にチェックして、ごみ減量が効果的に推進するよう改善します！



4-1

ごみ減量を実践～古紙・古布類は古紙回収へ～

家庭から排出される燃やすごみには、多くの資源化できる紙類などが含まれます。これら**古紙・古布類**は、各地域の自治会や子ども会などで取り組んでいただいている**集団回収**などに出してください。

ごみの減量化や資源の有効活用が進み、ごみ処理経費や環境負荷の軽減に繋がります。また、集団回収に出すと、古紙回収業者からの売払い金や市からの補助金（平成28年度は5円/kg）など、回収団体の財源になります。



古紙回収に出せるもの	古紙回収に出せないもの※燃やすごみへ
<p>・新聞・チラシ、本・雑誌、段ボール、飲料用紙パック</p> 	<p>・禁忌品（紙類）</p> <p>感熱紙（レシートやファックス用紙） 粘着物の付いた紙（封筒のノリ付け部分） 圧着はがき（親展はがき） 防水加工紙（紙コップや紙皿） 油紙（ピザやドーナツの包装） 写真、箔押しされた紙（銀紙）、シール、和紙 合成紙（ポスター）、捺染紙（アイロンプリント紙） 感熱性発泡紙（点字用の紙） 裏カーボン紙・ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票） 複合素材の紙（フィルム加工された紙や中身が銀色の紙パック） 臭いの付いた紙（石鹸や線香の包装紙） その他汚れが著しいもの</p>
<p>・雑がみ</p> <p>ティッシュやお菓子などの外箱、トイレットペーパーやラップの芯、包装紙、コピー用紙、封筒、カレンダー、カタログやリーフレット、紙袋、台紙、紙ケース等</p> <p>※紙袋に溜めたり、雑誌に挟んだり、大きな紙に包んだりしたものを、紐で縛って出してください。</p> 	<p>・禁忌品（布類）</p> <p>下着、タオル、不織紙、レース、軍手、毛糸、布団、座布団、クッション、その他汚れが著しいもの</p>
<p>・古布類</p> <p>衣服全般（シャツやズボンなど）、毛布、布団カバー、座布団カバー、クッションカバー</p> <p>※中身の見える袋に入れて、濡れないように出してください。</p> 	

※シュレッダーされた紙やセーターなど、回収業者によって引取りできるものとできないものがあります。回収品目など、詳しくは回収業者にお問い合わせください。また、民間事業者による古紙の回収拠点もございます。

・雑がみの出し方(一例)



家庭から排出される燃やすごみの約半分は、**厨芥類（生ごみ）**です。燃やすごみを減らす一番の近道は、生ごみを減らすことです。以下の方法で、**生ごみの減量化・たい肥化**が進みます。

食品ロスを減らそう・なくそう

食品ロスとは、①手付かず食品、②食べ残し、③過剰除去など、食べられるのに捨てられている食品のことです。

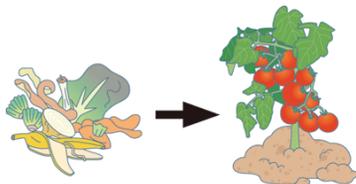
食品ロスを減らすためには、食材は使い切ることができる量だけを買う、「賞味期限」と「消費期限」の違いを理解する、調理・注文した料理は残さずに食べ切る、野菜の皮や葉などで食べられる部分は調理する、などの方法があります。



生ごみをリサイクルしよう

生ごみ処理容器を使うと、生ごみを堆肥化させて家庭菜園の肥料としたり、消滅させたりすることができます。

市では、電気を使用しないバイオ式の生ごみ処理容器を推奨しています。講習会やレンタル制度（無料）、購入費の補助も行っています。



生ごみの水切りをしよう （ぎゅっとひと絞り運動）

生ごみをごみに出す前に“ぎゅっとひと絞り”しましょう。水分が減ると、ごみの重さは随分と減ります。

水切りには、①水に濡らさないようにする、水分の少ない生ごみは直接ごみ箱へ捨てる、②手でひとしぼりする、市販の水切りグッズを活用する、③新聞紙などに乗せて乾燥させる、などの方法があります。



ビニール・プラスチック容器包装（週1回収集、以下「容器包装」。）は、選別・処理の上、新たなプラスチック製品や高炉の燃料などにリサイクルされています。**正しく分別し、汚れを落とす**ことで、「ごみ」ではなく、「資源」となります。

<p>容器包装を分別しよう</p>	<p>容器包装とは、商品が入っていた又は商品を包んでいた、ビニールやプラスチックでできているものを指します。 目印は、「プラ」マーク（※識別表示のない容器包装もあります） 例えば、ビニールやプラスチック製の袋類、ボトル類、ふた類、カップ類、トレー類、パック類、ラップ・包装類、等。</p>  
<p>汚れは落としましょう</p>	<p>汚れている容器包装は、リサイクルができず、汚れていないものにも汚れを移す可能性があります。食品カスや他のごみの混入している容器包装が見受けられます。 洗ったり、ゆすいだり、ふき取ったりして、汚れを落としてから、容器包装に出してください。 なお、汚れがひどいものや中身が洗にくいもの（マヨネーズや歯磨き粉やわさびのチューブ類等）は、『燃やすごみ』に出してください。</p>

5

これまでの主な経過と今後の予定

これまでの主な経過

- 平成25年12月 木津川市廃棄物減量等推進審議会に「家庭系ごみ減量を更に促進するためのごみ有料化を含めた望ましい減量施策について」を諮問
- 平成27年12月 木津川市廃棄物減量等推進審議会より中間報告
- 平成28年 1月 中間報告の公表及びパブリックコメント
- 平成28年11月 木津川市廃棄物減量等推進審議会から、のべ11回の審議を経て答申
- 平成29年 3月 家庭系可燃ごみ有料指定袋制導入に向けた基本方針(案)の公表及びパブリックコメント
- 平成29年 6月 家庭系可燃ごみ有料指定袋制導入に向けた基本方針を策定
家庭系可燃ごみ有料指定袋制導入に関する市民説明会・個別地域説明会等を随時実施
- 平成29年 9月 木津川市議会にごみ有料化に関する議案を提出
- 平成29年12月 木津川市議会でごみ有料化に関する議案が可決

今後の予定

- ごみ有料化の周知、出前講座形式の個別説明会による説明(随時対応)
- ごみ有料指定袋の作成
- ごみ有料化指定袋の販売店の募集
- ごみ有料化指定袋のお試し袋の各戸配布(平成30年8月ごろ)
- ごみ有料化を実施(平成30年10月1日から)

問合せ先

木津川市 市民部 まち美化推進課

電話番号 0774-75-1215
(平成30年1月発行)